

指定訪問看護重要事項説明書

林ケアサポート株式会社
訪問看護ステーション 林

指定訪問看護重要事項説明書

1 概 要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業者名称	訪問看護ステーション林
所在地	鹿児島市武二丁目47番7号
電話番号	099-206-0520
FAX番号	099-206-0520
介護保険事業所番号	4660190705
会社種別	林ケアサポート株式会社
代表者名	花田 愛子
サービスを提供する地域	鹿児島市内

(2) 当事業所の職員体制と職務内容

職名	資格	常勤	非常勤	合計	職務内容
管理者	看護師	1名		1名	従事者及び業務の管理
看護職員	保健師				訪問看護サービスの提供
	看護師	3名	1名	4名	
	准看護師				
専門職員	理学療法士	2名兼務		2名	訪問リハビリの提供

※理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問となります。

(3) サービスの提供時間

営業日	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 但し、土曜日は午前8時30分～12時30分
休業日	日曜日・祭日・お盆8月14～15日 年末年始 12月30日～1月3日

*営業日・営業時間帯に関わらず24時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。但し、時間外の場合は利用料が異なります。

(利用料金については別紙をご参照してください)

2 当事業所訪問看護の特徴等

(1)運営の方針

〈理念〉 私たちは常に優しさと思いやりの心もち、良質で信頼される看護の実践により心から癒される訪問看護を目指します。

〈方針〉 ①利用者の権利と意思を尊重し、利用者と家族の不安軽減に努めます。
②資質の向上を図り、他の医療福祉機関などの関係機関と連携し、地域において信頼されるサービスを提供します。

・居宅介護支援事業所 ・ヘルパーステーション ・有料老人ホーム ・デイサービス	}	等あります
---	---	-------

3 サービスの内容

①看護介護行為

- ・バイタルサイン測定(血圧、体温、脈拍、簡易酸素飽和度測定)
- ・日常生活の看護(清潔、排泄、食生活等のケア及び指導)
- ・療養環境の整備
- ・心の健康チェックと助言 ・認知症に対する看護
- ・終末期の看護(痛みのコントロール、主治医との連携、精神的な支援)

②医療的処置行為

- ・創傷および褥瘡処置
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ、胃瘻管理ケア
- ・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・喀痰吸引、管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア(浣腸・摘便)

③在宅リハビリテーション

- ・日常生活動作訓練
- ・拘縮予防や機能回復、発語訓練など
- ・福祉用具アドバイス

④介護者への支援

- ・介護負担に関する相談や精神的な支援、必要な社会資源の紹介
- ・住環境の工夫、住宅改修の相談 ・介護者の健康相談、助言

(1) 利用料

サービスを利用した場合のお客様が負担する利用料は、原則として、①基本料金と②付加料金の合計額とし介護保険負担割合証に定める割合の額となります。ただし、②付加料金については、該当となる場合にのみ加算されます。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

①【基本料金】

看護師が行う訪問看護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	20分未満 早朝・夜間・深夜のみ
要介護	4,710円/回	8,230円/回	11,280円/回	3,140円/回
要支援	4,510円/回	7,940円/回	10,900円/回	3,030円/回

リハビリ	20分	40分	60分
要介護	2940円	5880円	7950円 (2650円×3回)
要支援	2840円	5680円	7680円 (2560円×3回)

※基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。
※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

②【付加料金】

緊急時訪問看護加算	1月につき	(Ⅰ) 6000円	(Ⅱ) 5740円
訪問看護初回加算		(Ⅰ) 3500円	(Ⅱ) 3000円
特別管理加算Ⅰ	1月につき	5,000円	
特別管理加算Ⅱ	1月につき	2,500円	
サービス提供体制強化加算	1回の訪問につき	(Ⅰ) 60円	(Ⅱ) 30円
ターミナルケア加算	死亡月につき	25,000円	

(2) 交通費

事業所の自動車を使用した場合は、事業所から片道5Km以上 300円

(3) 料金の支払方法

毎月10日に銀行振替(鹿児島銀行)となります。お支払頂きますと、領収書を発行致します。
私は、事業者から上記事項の説明を受け同意し交付を受けました。

同意日 令和 年 月 日
利用者
住所
氏名 印

代筆者
住所
氏名 印
(続柄)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話またはご来所によりお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合は、サービス終了を希望する1週間前までにお申し出ください

②当事業所の都合(人員不足等やむを得ない事情)により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、30日前に文書で通知します。

③自動終了(介護保険の取り扱いの場合)

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様・ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。

・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でもかまいませんので、次の窓口までお申し付けください。

①当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 ① 管理者 直 みやび

担当者 ② 管理部 渡辺 健太郎

電話・FAX 099-206-0520

受付日 年中(ただし、日曜日・国民の祝日・8月14～15日・12月31日～1月3日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

②その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び鹿児島国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係

鹿児島市山下町11番1号 Tel:099-216-1280

受付時間:8:30～17:15

鹿児島県国民健康保険団体連合会

鹿児島市鴨池新町6番6号鴨池南国ビル7階 Tel:099-213-5112

受付時間:9:00～17:00

鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部

福祉サービス運営適正化委員会 Tel:099-286-2200

受付時間:9:00～16:00

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行い、当病院の医師の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡を致します。

緊急連絡先

氏名			
住所		電話	
氏名			
住所		電話	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9.災害時対応について

(社会情勢及び天災)

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。